

検索結果における海賊版サイトへの対応

2022年3月16日
ヤフー株式会社

■ 検索有識者会議の開催・対応方針（非表示基準）の公開

- 検索有識者会議を開催し、著作権侵害が疑われる場合の検索結果の非表示基準を検討
- 著作権侵害が疑われる場合の対応方針を示した報告書の公表
- アクセス数上位3サイトのドメイン単位非表示措置

■ STOP!海賊版キャンペーンバナーの掲出

- ABJ主催のSTOP海賊版キャンペーンに協賛

検索結果に関する有識者会議

検索結果に関する有識者会議の開催

P4

2022年1月、検索サービス事業者として海賊版サイトへの対応方針を検討すべく、有識者会議を開催

開催状況

2014年11月「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」設置

➤ 2015年3月 上記有識者会議報告書（以下、本会報告書）を公表（※）

2022年1月 「検索結果に関する有識者会議～海賊版サイトへの対応について～」を開催

2022年3月 上記有識者会議報告書を公表 ◀次頁以降でご説明

※<https://about.yahoo.co.jp/info/blog/20150331/privacy.html>

委員の構成

(敬称略)

内田 貴（委員長）（早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授）

泉 徳治（弁護士、元最高裁判所判事）

宍戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

長谷部 恭男（早稲田大学大学院法務研究科 教授）

升田 純（中央大学大学院法務研究科 教授、弁護士、元東京高等裁判所判事）

検索サービスの性質

検索結果の削除は検索サービスの社会的意義や信頼を損なう危険があり、慎重な検討が必要（※）

情報社会において
情報の発信者・受信者の
双方に有益な
社会インフラ

インターネットにおける
情報収集に寄与

中立性

検索サービス

大量の情報を一定のアルゴリズムに基づいて自動的・機械的に処理
当該キーワードを含むウェブページの存在・所在及び当該ウェブページの内容を端的に示す

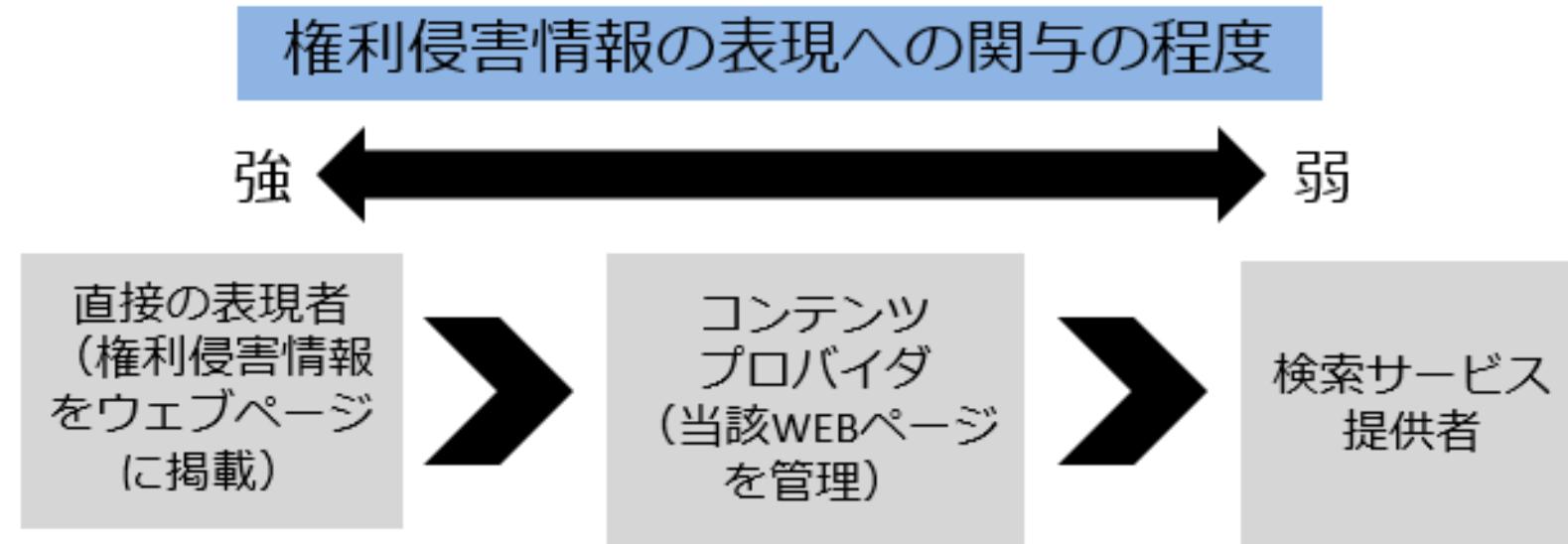
※ 最高裁平成29年1月31日決定でも次のような記載がなされている。「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」

「当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当」

検索事業における基本的な考え方

- 原則として、まずは権利侵害情報の直接の表現者、表現に利用されているコンテンツプロバイダに非表示請求をすべきである。直接の表現者やコンテンツプロバイダの責任を飛び越して、検索サービス提供者に対して安易に非表示措置を求めるべきではない。
- もっとも、一定の場合には、検索サービス提供者が検索結果の非表示措置を講じることが望まれる。
- 検索結果自体に権利侵害情報が掲載されていない場合、検索結果の削除基準はリンク先ページ自体の削除基準よりも厳格な基準となると考えられる。

参考：「検索結果とプライバシーに関する有識者会議 報告書」



検索結果における著作権侵害の特徴

P7

■ 著作権侵害はプライバシー等の人格権侵害と比較して以下の違いがある

- 著作権は財産権であるため、「表現の自由」や「知る権利」といった人格権とは要保護性に差異があるとされている
- 表現の自由と著作権の関係については、憲法学等の学説上も今後も継続的な議論が必要である

■ 著作権侵害における検索サービス提供者の課題

- 検索サービス提供者におけるリンク先ページの著作権侵害性の判断が困難
 - 利用許諾の有無についてはリンク先ページの表現からは不明
 - 権利制限規定の適用の判断が困難
 - リンク先ページにさらにリンクが貼られているページ等まで含めた検討は過度な負担

非表示基準の枠組み

著作権侵害の特徴に考慮しながら、プライバシー侵害について整理した本会報告書の判断枠組みを用いることが妥当

1. 検索結果の表示内容自体に権利侵害情報が掲載されている場合

- 検索結果の表示内容自体から権利侵害が明白であれば非表示

Ex.) 画像検索結果に漫画の無断複製画像が掲載されている場合
タイトルやスニペットに詩（の一部）が掲載されている場合

(例)

The screenshot shows a search results page for "漫画無料". The search bar has "漫画無料" entered. Below it are filters: ウェブ, 画像, 動画, 知恵袋, 地図, リアルタイム, ニュース, 一覧. To the right are user info (black redacted), ログアウト, 検索設定, and テキスト: オン. The results show several image thumbnails. One thumbnail on the left is partially visible with Japanese text. A yellow bar highlights a row of thumbnails with the text "著作権侵害画像" (Copyright Infringement Image). To the right, a snippet of text is shown in a box with the label "(検索結果画面のイメージ)". The snippet contains the text "甲田乙男" (Kotaro Ebina), "000.000.00.jp/-キャッシュ" (000.000.00.jp/-Cache), and "(詩など著作物性の認められる文章) ~~~~~ ~~~~~~". The entire image is framed by a large gray border.

非表示基準の枠組み

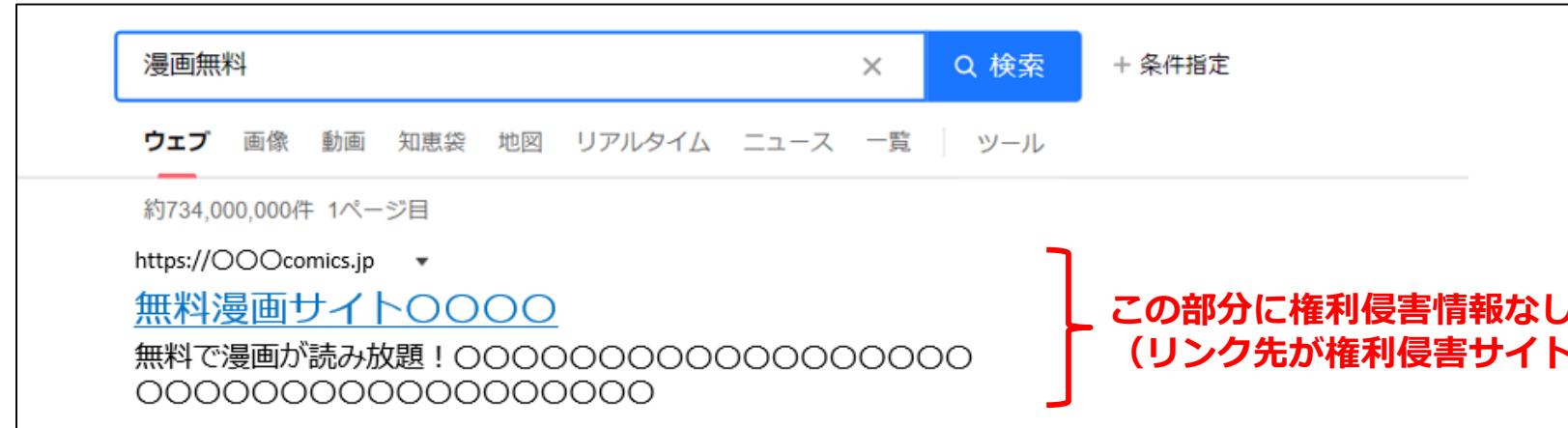
2. 検索結果に権利侵害サイトへのリンクが掲載されている場合 (検索結果の表示内容自体には権利侵害情報の掲載なし)

- 原則、**補充性**の要件を満たせば非表示
 - 具体的には、被害申告者がリンク先の表現者や管理者に対してリンク先ページの非表示を命じる確定判決（ただし、仮処分決定の場合も含む）を取得している場合が想定される。
- 例外的に、下記2つの要件をいずれも満たせば非表示
 - ①**権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白**
 - ②**権利侵害に重大性又は非表示とする緊急性（悪質性）が認められる**

◀次頁以降で考え方
をご説明

Ex.) タイトルやスニペットには著作権侵害となる情報が掲示されていないが、リンク先ページやその配下に漫画の無断複製画像が掲載されている場合

(例)



①権利侵害の明白性に関する考え方

P10

「2」について、以下の2つの類型に分けて検討する

a) リンク先ページに著作権侵害コンテンツが掲載されている場合

リンク先ページの表示自体から権利侵害の明白性を判断する。

b) リンク先ページに著作権侵害コンテンツが掲載されていない場合 ▶ (例) 参照

以下の2つの要件該当性を判断する。

- ・ リンク先ページ配下（リンクが張られている場合等）に、**明白に著作権侵害と評価されるページが相当数含まれること**
- ・ リンク先ページが、**専ら、明白に著作権侵害と評価されるページに誘導していること**

Ex) リンク先ページに、漫画の無断複製画像を掲載する別ページへのリンクが複数掲載されている（リーチサイトを含む）場合

リンク先ページには検索窓のみが表示されており、作品名等で検索すると漫画の無断複製画像を掲載する別ページが表示される場合

(例)

○○漫画A
○○漫画B
○○漫画C
○○漫画D

[閲覧はこちら](#)
[閲覧はこちら](#)
[閲覧はこちら](#)
[閲覧はこちら](#)

無料漫画サイト

漫画名で検索

検索

②権利侵害の重大性・緊急性に関する考え方

P11

■著作権侵害における重大性・緊急性とは

プライバシー侵害における緊急性は、著作権侵害においては悪質性とも解釈できる（著作権は人格権ではなく財産権であるため）。

■重大性・緊急性（悪質性）の考慮要素

- 当該サイトのアクセス数
- 権利侵害コンテンツの掲載量
- 加速的なアクセス数の増加率
- 当社検索サービスから当該サイトへの流入数 等

非表示措置の対象について

P12

原則はページ（URL）単位、例外的にドメイン単位での非表示措置を検討する

■ 原則、ページ(URL)単位で非表示措置を行う。

- ・ 検索結果は原則URL単位で表示される。
- ・ ドメイン単位での非表示措置をする場合、権利侵害情報の掲載されていないページも巻き込んで非表示をする可能性も意味するところ、表現の自由や検索の中立性への配慮等から慎重に検討すべき。

■ 以下のような極めて特殊な事情があった場合に、一定の基準をもって例外的にドメイン単位での非表示措置も検討する。

- ・ ドメイン単位の非表示措置による権利侵害情報の掲載がないページの巻き込みリスクがないことや、トップページの配下（リンクが張られている場合等）に極めて多数の権利侵害情報が掲載されたページが存在する等

※2021年9月、出版社4社の連名で削除要請を受け、主要な海賊版サイト3つについてドメイン単位で検索結果（タイトル／スニペット・画像検索結果）の非表示措置を行った。

STOP!海賊版キャンペーンバナーの掲出

STOP!海賊版キャンペーンバナーの掲載

P14

Yahoo!検索もSTOP!海賊版キャンペーン（ABJ主催）に参画しています。

海賊版サイトの検索を意図していると思われるクエリで検索した検索結果に対して、STOP!海賊版キャンペーンバナーを掲載しています。

海賊版 X Q 検索 + 条件指定

YAHOO!
JAPAN

ウェブ 画像 動画 知恵袋 地図 リアルタイム ニュース 一覧 | ツール さん - ログアウト | 検索設定

約12,600,000件 1ページ目 フィードバック

一般社団法人ABJ
STOP! 海賊版

漫画はABJマークがついた正規サービスで読もう！



気をつけて！漫画をネットにまるごと無断転載するのも、それを違法と知りつつダウンロードするのも、どちらも犯罪です。
#転載はバカボン

車載はバカボン
STOP! 海賊版 公式 Twitterで毎日連載中!

[STOP! 海賊版「転載はバカボン」キャンペーンサイトはこちら](#)

海賊版

W Wikipedia

海賊版は、法律上の権利を無視して諸権利を有しない者により権利者に無断で発売または流通される非合法商品である。 - [Wikipedia](#)

こちらで検索

海賊盤

YAHOO!
JAPAN

UPDATE JAPAN

情報技術のチカラで、日本をもっと便利に。